内閣衆質一五四第一八五号

平成十四年九月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出ケニア、ソンドゥ・ミリウ水力発電事業の見直しに関する質問に対し、 別紙答

弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出ケニア、 ソンドゥ・ミリウ水力発電事業の見直しに関する質問に対する答

弁書

一及び三について

ドゥ川の水を転流する際には、

ソンドゥ・ミリウ水力発電計画(以下「本件計画」という。)に係る発電所が完成し、導水路にソン

実施機関であるケニア電力公社が、乾季においても河川維持のために必要な流量を確保することとなって

転流に伴うソンドゥ川の流量減少による生態系等への影響に配慮し、

いると承知している。 計画上の河川維持流量については、 事業実施機関、 事業実施業者、 地域住民、 非政

府組織 (以下「NGO」という。)及び有識者から構成される本件計画に関する技術委員会 (以 下 「技術

委員会」という。)における議論等も踏まえ、 事業実施機関が近々見直しを行い、 技術委員会にお 4 ても

検討に付されるものと承知しているが、 仮に、 現在の計画上の河川維持流量が変更されたとしても、 過去

の季節的な流量変動等にかんがみれば、 その程度が大幅なものになるとは想定されず、 発電量に与える影

響は限定的であると見込まれるので、 本件計画の経済性は確保し得るものと考えている。

御指摘の水供給プロジェクトに関しては、 我が国の支援によって実施されているものではないが、 本件

_.

計

問題の改善等を含めて技術委員会で引き続き議論されていると承知している。 また、 前述の計 画上の 河川

維持流量の見直しに際しては、 当該プロジェクトの進捗状況も考慮されるものと承知している。

二について

ぶ可能性は少ないとの結論に達していると承知している。今後のマウ森林をめぐる状況については、 制や過去に実施された森林指定解除による影響等も含め検証した結果、 定されている森林指定解除が実施された場合の影響につき、 家の協力を得ながら国際協力銀行の行った調査によれば、 づき、ケニアの環境天然資源省によって管理されており、 国としても関連情報の収集に努めるとともに、必要に応じケニア側に適切な対応を促す考えである。 つき森林指定の解除の方針が官報で公示されたと承知しているところ、昨年十一月に現地及び本邦の マウ森林については、自然環境保護等のため、ケニア共和国(以下「ケニア」という。)の国内法に基 昨年二月十六日にケニア政府によりその一 ソンドゥ川集水域内の南西マウ森林におい 河川流量、 現状において本件計画に影響が及 土砂堆積の観点から、 森林管理体 部に 我が 、 て 予)専門

四について

この

に応じ適切 る国際協 般に円借款案件に関しては、 「力銀行のガイドラインに従って実施されていること、 ?な証拠書類に裏付けられた請負業者からの契約に基づく支払請求を受けて行われていること等? 入札は競争入札によることを原則とし借入国の調達手続について規定す また、 借款の貸付けの実行は事業の 出

不正防止のための措置はとられている。

措置がとられているものと承知している。 会において議論された後、 記されている。 ような事実はないことが確認されており、 御指摘 の本件計画の住民移転に伴う補償に関する汚職については、 また、 本件計画の雇用における賄賂の問題については、 同報告書に盛り込まれた勧告に従って事業実施機関において責任をもって改善 昨年七月に作成された技術委員会の報告書においてもその旨明 技術委員会における議論を経てその 地元住民の指摘を受けて技術委員

につき注視していく中で、 措置に加えてお尋ねのようなモニタリング体制や監査システムの導入等を行うことを具体的に検討してい るわけではないが、 以上を踏まえ、 現在のところ、本件計画に伴う資金の流れについては、 今後、 前述の改善措置の実施状況を含め、事業実施機関による本件計画の適切な実施 必要に応じ、 我が国としても適切に対処してまいりたい 前述の様々な不正防止のための

五について

公訴が提起されていることをもってケニアにおける基本的人権及び自由の保障状況に問題があると判断す 事実関係等については右の手続の中で明らかにされるものと承知しているが、右のようにオデラ氏につき 関係者であるアーグウイングス・オデラ氏が、ケニア国内において不法侵入等の疑いにより公訴が提起さ るのは適当ではなく、 れていることは承知している。右の件に関しては、現在ケニア国内において刑事裁判手続が進行中であり、 御指摘 0 「地元の活動家三名」 したがって、 が具体的に誰を指すのかは必ずしも明らかではないが、 第二期借款の供与決定に先立ちオデラ氏の公訴の取下げを確認する必 ケニアのNGO

六について

要があるとは考えていない。

民 11 方法や補償内容等についての関係住民との協議及び交渉を経て、 . る。 本件計 の生活への影響等に関する説明を地域住民に対して行ってきており、これらの影響等に対しては、 また、 画の事業実施機関であるケニア電力公社は、 補償手続の前には、 関係住民に対して、 補償金の使途等についての啓発を図るための説明会 土木工事の実施前から、本件計画の内容に加え、 補償手続はほぼ終了していると承知して 補償 住

グ及び評 行っていく予定であり、 が開催されていると承知している。 価を実施していくものと承知している。 住民の移転後の生活状況について、 さらに、 事業実施機関は、 我が国としても、 技術委員会での議論等を踏まえ、 今後とも定期的に地域住民との話合いを 引き続き必要に応じ事業実施機関に対 モニタリン

七について

して適切な対応を促していくこととしたい。

維持流量 計 め かは必ずしも明らかではないが、 力銀行による環境社会調査ミッションの派遣、 御指摘 のOECFガイドライン」に照らして審査を行い、ケニア側が行うべき環境社会面の措置として、 画全体に係る環境影響評価書等を作成したことを受けて、海外経済協力基金 一の確保、 0 「今年一月の住民集会以来ようやく把握されてきた問題」が具体的にどのような問題を指すの 移転住民への配慮等があることを当初より確認している。 本件計画の自然環境及び地域社会への影響については、 昨年六月の外務省担当課長による現地調査等の措置を政府 その後も、 (当時) が 昨年二月の ケニア側が本件 「環境配慮 国 一際協 河川 のた

円借款案件を実施するに当たっては、 国際協力銀行が本年四月一日に策定、 公表している

及び国際協力銀行は実施してきている。

社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の基本方針を踏まえ、引き続き環境社会面への影響に

適切に対処してまいりたい。